

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○控除対象寄附金の指定
○保安林の指定の予定

(税 務 課)
(森林整備課)

一 一

告 示

○宮城県告示第七百二十四号

宮城県県税条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)第二十一条第一項の規定により、次の寄附金を個人県民税の寄附金税額控除の控除対象寄附金として指定したので、同条第六項の規定により告示する。

令和三年九月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 控除対象寄附金として指定した寄附金

公益財団法人メイク・ア・ウィッシュユオブジャパンに対する寄附金(令和三年一月一日以後に寄附したものに限り。)

二 寄附金の相手方の法人の主たる事務所又は事業所の所在

東京都千代田区一番町十番十号相模屋第三ビル3F

○宮城県告示第七百二十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和三年九月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

本吉郡南三陸町戸倉字近東一六の二、一九の二

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。〕